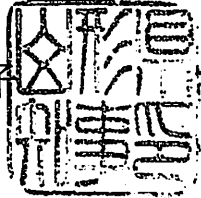


産業廃棄物収集運搬業許可証

山形県山形市立谷川三丁目2015番4  
有限会社金子商事  
代表取締役 金子忠一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄子



許可の年月日 令和 3 年 6 月 25 日

許可の有効年月日 令和 8 年 5 月 31 日

1 事業の範囲

| 種 類      | 取扱 | 特記事項                | 種 類                | 取扱 | 特記事項 |
|----------|----|---------------------|--------------------|----|------|
| 燃え殻      | ○  |                     | 金属くず               | ○  |      |
| 汚泥       | ○  | 含水率85パーセント以下のものに限る。 | ガラスくず等             | ○  |      |
| 廃油       | ○  |                     | 銲さい                | ×  |      |
| 廃酸       | ○  |                     | がれき類               | ○  |      |
| 廃アルカリ    | ○  |                     | 動物のふん尿             | ×  |      |
| 廃プラスチック類 | ○  |                     | 動物の死体              | ×  |      |
| 紙くず      | ○  |                     | ばいじん               | ×  |      |
| 木くず      | ○  |                     | 政令第2条第13号に規定の産業廃棄物 | ×  |      |
| 繊維くず     | ○  |                     | 自動車等破砕物            | ×  |      |
| 動植物性残さ   | ○  |                     | 石棉含有産業廃棄物          | ×  |      |
| 動物系固形不要物 | ×  |                     | 水銀使用製品産業廃棄物        | ○  |      |
| ゴムくず     | ○  |                     | 水銀含有ばいじん等          | ×  |      |

これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

〔備考〕 ・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、  
「×」は取り扱うことができないものを示す。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う  
産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

3 許可の条件  
なし

4 許可の更新又は変更の状況  
平成23年 6月 1日 許可  
平成28年 6月20日 許可の更新  
令和 3年 6月25日 許可の更新

5 積替え許可の有無 (有) ・ 無  
市名 山形市 許可番号 第13011160252号

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ (無)

備考  
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。